

1. 事故発生の日時 令和元年8月21日(水) 15時30分頃

2. 事故発生の場所 北山村

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：砂防工事

工期：令和元年6月8日～令和2年1月8日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

現場にて、置いていた清掃用のブロワーが転倒し、燃料タンクの蓋の締めが弱かったことから、漏れたガソリンが養生用のブルーシートに溜まり、被災者が型枠組立作業中に、ズボンにガソリンが付着したが、ガソリンと気づかず作業を行っていた。その後、ブロワーの近くで溶接作業と平行して被災者が型枠組立作業を行っていたところ、溶接の火花により引火し火傷を負った。なお、ブルーシート、ブロワーの一部についても燃焼していたことから、ほぼ同時に引火したと思われる。

○男性1名負傷 右下腿の熱傷

6. 事故原因

- ・ブロワーのガソリンキャップが完全に締まっていない状態で倒れたこと。
- ・溶接作業の近くに引火物を置いていたこと。

7. 改善対策

- ・ガソリンを使用する機器は、「燃料キャップは確実に閉めること」を明記したステッカーを燃料タンクに貼り付けるとともに、キャップが確実に締まっていることを作業前に確認し、作業後には適切に保管していることを確認する。
- ・溶接を行う際は、作業範囲を明示し、その中に引火物を置かないようにするとともに、近くに消化器を備える。
- ・安全作業手順書を作成し、朝のKY活動時に確認を行い、安全対策と現場管理を徹底する。